

平成9年第4回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成9年12月18日（木）午前10時15分開会

1 出席議員

|     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| 議 長 | 4番 吉 尾 政 春 議員  | 1番 谷 口 清 治 議員  |
|     | 2番 橋 場 守 議員    | 3番 大 沼 恒 雄 議員  |
|     | 5番 吉 田 俊 一 議員  | 6番 吉 田 好 宏 議員  |
|     | 7番 森 井 章 夫 議員  | 8番 横 山 峯 生 議員  |
|     | 9番 野 道 夫 議員    | 10番 久 保 寛 議員   |
|     | 11番 山 木 一 男 議員 | 12番 杉 本 邦 雄 議員 |
|     | 13番 室 田 俊 朗 議員 | 14番 中 村 進 議員   |
|     | 15番 山 田 英 次 議員 | 16番 伊 藤 初 議員   |

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 町 長   | 篠 田 久 雄 君 | 農業委員会 | 小 西 義 光 君 |
| 教育委員会 | 山 本 秀 雄 君 | 委 員 長 |           |
| 委 員 長 |           |       |           |

4 町長の委任を受けて出席した説明員

|       |           |                      |           |
|-------|-----------|----------------------|-----------|
| 助 役   | 西 田 篤 正 君 | 収 入 役                | 篠 田 繁 彦 君 |
| 総務課長  | 市 橋 忠 晴 君 | 財政課長                 | 平 木 昭 良 君 |
| 産業課長  | 矢 野 潔 君   | 水道課長                 | 清 水 勝 之 君 |
| 民生課長  | 半 田 昭 雄 君 | 振興室長                 | 中 村 幸 雄 君 |
| 建設課長  | 藤 間 武 君   | 和風園園長                | 三 上 洋 一 君 |
| 旭寿園園長 | 松 田 剛 君   | 桜井文庫センター<br>デパートセンター | 佐 藤 幸 一 君 |

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 教 育 長 | 久 本 博 美 君 | 次 長 | 野 原 耕 次 君 |
|-------|-----------|-----|-----------|

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

午前10時15分 開会

(岩寺監査委員 不在)

---

(開 議 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） おはようございます。只今、定足数に達しておりますのでこれより2日目の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番森井議員、12番杉本議員を指名致します。

---

○議長（吉尾政春議長） 昨日に引き続き、町長に対する一般質問を行います。

9番野議員、高齢者問題を質問してください。

○9番（野議員） 9番。高齢者世帯に消火装置の配備についてご質問を致します。最近高齢世帯、そしてまた障害の家庭の火災発生が全国的に発生をされているんですけれども、昨日も旭川で小さな子供が焼死したと、そういうようなニュースも入っております。沼田町にもかなり高齢の方がおられるわけで、シルバーで冬の冬期間除雪をしたり、何かそういった事をしている世帯が大体70から80戸ぐらいの世帯があるというふうに聞いております。大体100戸ぐらいあるのかという感じです。そんな事で、やはり最近隣の町の秩父別でもお年寄りの方が焼死をされたというようなお話で新聞を見せて頂いていたわけなんですけれども、やはり身近に沼田町でもやはりそういった事態が起きたらどうなるかというような我々心配をしていた矢先に、私ラジオでちょっと聞いたわけなんですけれども、本州のほうでこの焼死の話の中で70歳以上の高齢者、障害者、独居世帯に対して自動消火装置を設置したというようなお話を聞いたわけでございます。そこで色々と私も聞いた中身で他の消火器関係等の器具の売っている商店とも色々ちょっと聞いてみたんですけれども、やはりそういう消火装置はあるということで、その中身についてはどのようなことなんだとお聞きしますと、老人家庭の台所のコンロの上に大体60cmから1mぐらいの上にその装置を取りつける、そして万が一油が熱を発生し燃え上がったときに95℃の高熱を感知すると自動的に消火作動を開始し、薬剤、約10秒間ぐらい噴射によってその油とか全ての火を消すことが出来るというようなお話を聞きまして、これは是非ひとつ高齢化社会のこの現在こういった消火処置が必要でないかというようなことで町長にお伺いを致したいと思っております。中身については、金額的にはこの1件分7,500円です。それでラジオで聞きましたら行政と個人の、老人ですね、老人家庭で

折半でその設置をしている、いうことですから、7,500円 100個にしてもこれは750千円、そしてまた半分にしますと375千円ぐらいになるんですけども、こういうようなものの考え方で進めていくことがこれからの老人のためにもいいのではないのかというようなことで町長に如何、こういった問題をお考えになっているか、お伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今のご質問の高齢者世帯に対する消火装置につきましては、現在深川地区の消防組合で緊急の情報システムを取り入れられて、現在沼田町で通じてやっておりますのは58戸利用しておりますけども、実態としては十分理解をさせて頂きましたので、消防の予防活動のなかで一体お年寄りの実態はどうなっているかというようなこともひっくるめて調査をさせて頂きまして、社会福祉協議会、或いは民生協議会とも連携を取りながらどういうスタイルで実施するのがいいのか、或いはお年寄りの世帯全てということになりますけども、やっぱりさっき議員さんが言われますように所得のある方もいらっしゃいますので、その辺の実態も良く調査をしながら社協、或いは民協とも共同補償をとっていきたいというふうに思っております。よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 わかりました。詳しくはその道の専門職と十分検討をされて、こういう施設がいいのか、また変わった施設もあろうかと思っておりますけども、十分ひとつ検討して高齢者社会に向けてひとつお願いをしたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 続けて税金問題やってください。

○9番（野議員） 次、税金問題についてお伺い致します。町税の収入、未済額及び滞納繰越金の額の減少対策についてということで、お伺いを致します。町税は一定の基準により担税力のある者に対して課税されるものですから、滞納ということは許されるべきことでなく、滞納が許されるとすれば公平の原則にも反することになるわけでございます。町税についてみますと、収入率が100%であるのはタバコ消費税の間接税だけであり、直接税は軒並みに収入未済額があり、滞納の原因をどう捕らえているのか、また滞納繰越金額を減少するためにどのような対策を講じようとしておられるのか、現在の時点における考え方を伺いを致したいと思っております。

続けて申しますが、滞納繰越金額の解消対策、そしてまた滞納のなかにも不納欠損処分の内容ということで私のほうで申し上げておりますけれども、不納欠損処分についてはご覧のとおりおわかりだと思っておりますけれども、欠損処分については決算上ずっと見ていますと金額は少ないわけでございますけれども税金の大小で多いから、少ないからというその問題ではないと思います。この不納欠損処分について8年度の決算では2件ほど欠損処分がなされておりました。滞納が続いていても時効中断等の手段をとつ

ていけば欠損処分をしなくても良かったのではないかと思います。監査報告等によれば概ね適正であるというようなことで提案をされておりまたけれども、こういった税金の不納欠損処分はどのようなことで不納欠損処分をしたのか、こういった点も説明をして頂きたいと思っております。

それと差押えの件数でございますけれども、やはり欠損処分、そしてまた5年間たつとこれはもう落としていくわけですが、そういう落としていくためには努力はされているだろうというふうに私は思います。ですけれども、その努力の中身というのはまだ内容的には聞いておりません。何年度に差押えを致しました軒数が何軒あるのと、というようなこともわかれば知らせてほしいのと、もう一点時効中断の処置ということでございますけれども、これは督促状、そういったものが出されていけば5年間未収になってもそれを抹消するとか、それを落としていくという恰好にはならないと思いますけれども、税金というものはそんな簡単に落としたり不納欠損にすべきものでないということでございます。最近非常に厳しくなってきた町のなか、農業も同じだと思いますけれども、やはり一番色々私も町のなか歩いて決算上のお話もしてきました。なかでいろんな話したら「沼田町の町の仕事は素晴らしい仕事をしている」、建設業だって空知管内からみたらこれぐらい仕事のしているところは恐らくないだろうと思います。ですけれども、町税の未収について甘いというものの考え方をかなり指摘をされております、私は。そんな事で8年度の決算をさっと見ますと、大体町税から固定資産税、そういったものの国民健康保険税ですか、そういった国保税もいれますと大体14,000千円ぐらいの未収が繰り越されて9年度それぞれ滞納処分なり、欠損処分なりそれぞれ差押え、そういったいろんな面で苦勞されているだろうと思います。それと不納欠損処分についてもやはり年間大体500千円から600千円ぐらいのものが欠損処分をしてきているように思われます。そんな事で内容的にこういったようなものがすくないかもしれないけれどもやはり税金では約4,000千円位の未収、そしてまた国保税では8,000千円のこれ未収金が出て繰り越されております。これは本年度どうしようと思っておりますけれども、やはり国保税と何ていうのは今最高は520千円ですから、非常にサラリーマン退職した人間というのはやはり結構所得ありますから、やはり520千円の年間の国保収めております。ですけれども、8,000千円から10,000千円未収で落としていくとしたらこれはこうちょっと安くなるのでないかという、その極端なものの言い方、こういった事も言われる方もいるんです。国保税は未収金があるからある程度概算で予算を立てているのだろうと、こういうような指摘をされてきております。そんな事もありまして、私どもやっぱりせちからなくなった今の社会、やはりこういった問題に目をつく時代が来たのかという感じを致しております。今日、監査委員長さんも来ておられるかと思ったら来ておりませんが、やはり予算、こういった定例ぐらいにはやはり監査委員長はやはり議会に顔を出して頂きたいと、こういう感じを致しております。そういう事で私、以上4点についてお伺いを致します。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 只今のご質問にお答えします。まず税につきましては憲法30条にもございますが、国民の納税の義務ということでその団体の財政を支える重要な行政執行の要でございます。どんなに立派な予算がありましてその税が思うように入らなければ歳出は賸えないということが当然でございます。そこで町税の収入未済額、言ってみれば滞納繰越でございますけれども、この解消ということにつきましても税務行政を進めていく上では非常に重要な課題であると認識を致しております。このために私ども税関係に携わる者と致しましては、従来から納税者の町税に対する理解と協力を求めるということで、まず納期の周知としましてはお知らせ版でございますとか、納税貯蓄組合の連合会が発行しております納貯連沼田の全戸配付ですとか、その他掲示板等を使いまして納税のPRはやらしているところでございますし、更に納期内納入のない方につきましては銀行徴収の実施等を行いまして滞納繰越の解消に努めております。何れに致しまして納期内完納者がほとんど90%以上の方がおりますので、残りのわずかな方がこの納期内納入をしないということになりますと、税の公平性の原則からこういう事が次かせないというようなこともございますので、こういう事につきましては今後一層の努力を傾けるというつもりでおります。それで只今ご質問の件でございますけれども、まず滞納繰越分の解消対策でございますが、現年課税分につきましては納期内納付の前提といたしておりますので、この納期内納付を致していない方につきましては納期限後の20日以内に督促状の配付、発送です。その次の納期現を過ぎた場合は催告状を発行して、全体的には9月に全体の滞納処分を含めた未納者に対する依頼書の送付ということで現在事務を行っております。また滞納繰越につきましても臨個徴収の実施ということで、税務の職員が日中に行けませんので夜それぞれ2名の方々がそれぞれ担当をしながら徴収に歩くということで、その場で分割納付ですとか色々な納付計画を作ってもらうと、更に国保関係につきましては更新時、保険証の更新がありましたときは併せてその場で納税相談を実施していくというようなことも行っております。何れにしても相手がいることでございますので、なるべくその方々に誠実なる履行をということで行っております。

次に不納欠損処分の関係でございますけれども、ご存じのとおりだと思いますけれどもそれぞれ債権債務につきましては時効というものがございます。時効は一応税の場合は5年ということでございます。それで今回平成8年度の決算で不納欠損を起こしたというのはそれぞれ町民税、固定資産税、国民健康保険などということで、この内容と致しましては本当に会社が倒産したですとか、個人的にもう破綻をきたしてもう納付する資産がないというようなことで、それぞれ残念ながら一般の納税者との勘案をしながら涙ながらに不納欠損したというのがございます。軒数につきましては町民税が1軒、固定資産税が3軒、保険税が2軒ということで8年度の決算を終わらせてございます。

次の差押えでございますけど、この事につきましても差押えは過去に特別土地保有税がありました、その時に一応決算上では5軒ということで、差押えを行っておりまして、この差押えにつきましても物件が管下処分に適なさいということで押さえばなしということで現在推移しております。

また時効中断の関係でございますけども、これも先程説明したとおりものにつきましてはそれぞれ時効というものがございまして、この時効を中断するというものは地方税の場合は徴収券の時効は納付、納入に関する告知、それから督促、交付要求の処分によって中断します。またこの告知とか督促につきましましては当初の1回のみということで、1回してしまうとあとは差押えをしないかぎりでは中断にならないというようなことで、なかなか非常にもしやるとすれば裁判所に持ち込んで管下処分ですとか、そういうこと交付要求していく、こういうことになりましてなかなか本町のその滞納者をみましたところなかなかそのような方もおりませんということで、時効の中断につきましましては一応納税の告知と督促ということで処理させてもらっております。

以上が税の関係での内容でございます。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 大体、～～さんの話で大体分かりますけれども、やはり滞納処分などの解決対策ということで20日以内またそして催告状、それから夜間行って徴収をされてきたというようなお話も今しておりますけれども、夜よりも昼行くそしてまた昼ももし税金を納めないで生活をしていくということは、これは公平とさっき申し上げましたけれども、できたら勤め先に行って昼間きちっとお話しをするとか、そこの職場の勤めている社長さんとか会社の社長さん辺りとも話をして給料からなんぼかさっ引くとか、そういうようなことをされてきたか、そしてまた更に本当に大変だったら税務課長さんが直々行って「あなたの所得は本当に大変ですね」というのであれば生活保護の方に向けてあげればいわけですから、そうすると私はこういった滞納繰越金何ていうのは残ってこないように感じております。事務屋さんの苦労は私も40年間程そういったことで随分苦労しましたけれども、中身については私はあの手この手を使って、そしていろんな角度からお願いをして滞納繰越金の解消に私は15年間勤めさせて頂きました。ですから、ただ簡単に机に座っていて手紙を出したから税金が入ってくるなんちゅうものの考え方ではなく、もっと夜じゃなくやはり夜なんというのはこういう歩くということは大変なんです、危険性があるというんです。ですから、私はやはりこういったものは勤めているのだったらその会社に行って給料もらっておりますから、給料から差し引いてもらうというぐらいのことがあったのかないのか、それもひとつお伺いしたいのと、それと行って話をして本当に大変な者に税金を、取るものがなければ生活保護を受けるように切り替えられてあげればいいんですから、そういったことをされているのか、その辺をちょっと聞かせてもらいたいと、それと不納欠損処分の内容についてでございます

が、涙ながら処分をされたということも聞いておりますけれども、一般町民は涙、涙でなかなかそんなもの解決するものでないんですけれども、不納欠損処分の中身は本当にどうにもならなくて、これが最終的に生活保護に切り替えたからこういう不納欠損になったのか、その中身ちょっと教えてほしいんですけれども。

それと時効中断の処置について色々お話があったんですけども、やはり何というんですか、裁判所へ行って、出向いていってやはりそういった中身もきちっと話をし、「こういう事情でこうなんだ」というような話がまだ一回もされていないと思います、沼田町では。ですから、そういったものが今後またずっと残って続くものであればやはり裁判所へ行って、出向いて行ってそしていろんな話を聞いてくる、そしてまたどうにもならないものだったら弁護士のところに行ってお話も聞いてくる、ただ法律だけでどうのこうのという俺問題ではないと思うのです。それと税金すべてのものについては、やはり本当に所得がなければ生活保護とかそういったものに切り替えることが行政の責任じゃないかと、こういう感じするんですけども、この点ひとつお伺い致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず、その夜いったというのは私、日中行ったということもちょっと言い忘れたんですけども、実態を話せば日中行きましても当然家にはいないと、じゃ家にいないからどこか行っているかというやはり勤めている人もおりますし、なんか居所不明という方もおります。そんな事で日中なかなかやっぱり行ってもいないのが実態なものですから、やはり夜行けば必ずいるということでの話をしたということで、日中も努力してはおります。あとそれぞれ町で会えば必ずいやなぐらい言ったりして、そういうこともやっています。それでその方がよそに行っている、働いている人もおります。沼田からどこか出稼ぎで、例えば本州行ったとか、そういう方はやっぱり単身で行けばもうそれで全然あとは音沙汰ないと、あと郵便で勤め先を探して連絡すると、あと家族が入れば残った奥さんに言っているんですけども奥さんについては本当に生活費しか送ってこないで、これはどうもならないというような事もございまして、本当に言ってみれば鬼の町税人と言われるぐらいのこともやっているとということでございます。

それと不納欠損のことなんですけども、現実には5年から6年過ぎてしまえば落ちていくんですけども、実は内容と致しましてはもう例えば倒産した会社でもうほとんど処分しようのないもの、結局所得も全然ないと、更に固定資産ももう全然人に、担保に取られてもう全然管下するものも何ものもないというようなことです。それと保険税につきましても、もう既に町外に去った方で連絡はしていても全然なしのすべてという人もおりますので、そういう方がほとんどということでございまして、それで言ってみれば不納欠損やむを得ずなったというのが実態でございます。

時効につきましてもそれ確かに4千円や5千円のその税金でもいいからやれといえれば当然そうすべきものだと思いますけども、その裁判所まで行ってなかなかそういう、その手続きもなかなか取れないと、というのは町民税、税金につきましては～の～のないもの、いってみればサービスが最終的にはなるんですけども、その町民税につきましては前年度の所得についての課税でございます。それで今年かけたらじゃあ実はもう失業してもう全然生活に困ってどうもならないというようなことで、なかなか納めてくれるのがなかなか難しい面がございます。それと、それじゃ納めれないのなら生活保護になれという、こっちの方からそういう投げ掛けもそういう個人のそのプライバシーに関するところでございますから、なかなかそういう事もいきませんし、当然そういう方につきましては民生委員さんですとかその他そういう困った方々の手助け機関もございますから、当然そういうとこで相談なさっていると思っております。こちらからなかなかそういう事投げ掛けるわけにもいかないというようなことで、じわじわ私どもではそのような事を絶えずやっております。

それと日中のこの会社訪問も現実には行ってやっております。ですけど、そのところから引くのもわずかでございますし、中にはそれ以上引くと生活が出来なくなるという方もございます。例えば差押えにつきましても給与差押えにしても、それぞれ計算がございまして、これ以上はちゃんと生活を担保に残しておきなさいという所得がありますので、計算の結果給料を差押えることもできないという実態もございます。そういう事をご理解頂きたいということでございます。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 税金の徴収については非常にこう難しい状況にあるということをご理解頂けると思いますが、職員はやっぱり地道に努力していることもやっぱり確かだと思うのです。例えば自分たちで、課で例えば忘年会なり新年会やるのもそういうその滞納している場所を選んで会合を開いて差引でそれをもらうというような方法というのは、これは従来から役場の職員がやっていることでございますけども、こういうようなことをやりながらやっぱり相手に、その施設を利用しながら納めてもらう、そういうような方法をやっていることはご理解頂きたいと思います。

それと、今税金だけの問題の質問でございますけども、最近非常に多いのは公営住宅の使用料があ、多いんです。ですから、これ等については今議員さん言われるようにやっぱり会社とよく話し合いをして給料から差し引いて納入してもらうと、そういう措置も取っておりますし、それから老人施設の措置費が今移管になってまして町が徴収することになってはいますが、この滞納が非常に多いんです。これも高額な金額で今滞納になってきていますから、やっぱりそれ等の税もそうですけどもそれ等の全体をどういうふうにしてやっていこうかということも一つの課題かと思えます。今税金の問題は税務でやっていますけども、公営住宅は財政でやっている、それから施設の使用料は民生課でやっている

というようなことで、その辺の事務の進め方をどうするかということもひとつの課題かと思えますけども、それ等を入れながらなお一層やっぱり努力をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再々 財政課長、また助役のほうから色々と説明を頂きました、わかりました。それと本当に大変だということはわかっておりますので、国保税でお金を納めていない方には手帳を1年1年こう渡すわけですが、1年1年ですか。そういった時にかなり強く言ってお話をされているのか、国保というのは税金を納めないと病院に行けないんですから、その辺をきちっとやっぱり弁えてお話しをしてあげなければ、年間8,000千円も約10,000千円も未収で国保税を、というようなことになるとこれも大変なことです。それと涙、涙の話もされましたけども、払うほうも恐らく涙、涙で払っているのではないかという感じがします。それで5年間じっと堪えて、役場の職員さんを避けて通れば不納欠損処分が出来るのであれば税金というのはなかなか納める人が少なくなってくるだろうという今日、この辺をちょっと考えていかなければならない問題だという感じがします。税金の中身は給料から全て取って生活費がなかったらという問題も、これ裁判にかけたら民事的にいったら恐らく負けるだろうと思います。ですけども、生きていく上には税金は絶対必要ですから、やはりそういった面はなるべくひとつ強く要求をし、町民から未収、滞納がたくさんあるというふうにみられないような経理状況をして頂ければというふうに考えております。助役の話も、私もわかりますし大変な努力をされているだろうと思います。なるべく滞納処分は夕方、滞納処分というのはなるべく行かないほうがいいように私は弁護士のほうに行ってお聞きをしてきておりますので、夜は私は行ったことはございませんけれども、やはり太陽さんのあるときに行かないと闇夜というのはなかなか危ないですから、日中一つ給料のもらっている範ちゅうの8時間労働のなかで滞納処分に努力をして頂きたい、それと先程申し上げましたように本当に大変なものだったら制度がある、その制度に向けてあげるように指導、先程課長のほうからこうったことが税務課の人が「あんた税金払えないのだったら、生活保護を受けなさいよ」という、そういった指導は出来ないだろうと思うけども、取る分野にしてはそういったことなしにやっぱり徴収しなければならないという感じがします。それと、地区の民生委員の皆さんにお願いをして、やっぱりそういうこと公開するのは難しいのかも知れませんが、民生委員に聞いて内容、事情、聞いた上でまたそういった対応を今後して頂くよう努力願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 3番、質問してください。環境保全について。

○9番（野議員） 3番、環境保全条例問題について。文部省のまとめによりますと、全国公立の小、中、高の約全国で4万校の83%が小型焼却炉を設置をして利用していることということが、これ正式な文書で私見させて頂いたんですけども、現在の社会事情をかんがみ小、中、高の焼却炉の使用を文部省

が全廃の方針を打ち出したということは教育長さんもおられますのでご存じだと思います。平成5年には国は環境基本法を制定し、地方公共団体もこれに順次自然及び社会条件に応じて環境の保全のため必要な施策を総合的かつ計画的に推進を計り、実施することを望むということでそれぞれ文面も流れてきているかというふうに考えております。昨日の所管事務の中でも吉田委員長の報告がありましたように、やはり自然環境が良ければ本州の方からでも沼田町に入ってくるんじゃないかというようなお話も出されておりましたけれども、やはり私はこういった環境がまず第一条件ではないかというふうに考えてます。こういう中で私は町長さんに出来たらこの条例を制定し、そしてまた沼田町のお米が自然環境でとれた米を消費者の皆さんに提供していく、買って頂く、これが環境じゃないかという考え方をしております。それともう一点、この中で農業の振興計画アグリビジョン21ですか、これ9年度非常に厚い、分厚い高い印刷物を私見させて頂きましたけれども、これは沼田町の農業振興計画審議委員会、検討委員会約33名が何日間かかって私はああいった資料を作ったかわかりませんが、素晴らしい資料を見せて頂いて、私はこれでいけば沼田町も安泰かという感じをしてきました。農業所得面、営農計画、そういったものの中にずらりと出て、それが当て外れたわけでございますけれども、これは科学的な問題はなかなかこの審議会のなかでは検討はされない問題だろうというふうに考えておりますが、この中の研究開発の目的のなかに農業の3、3、3の品質、3、3、3のものをうち出しておりました目標が農業の3割減、そして化学肥料は3割を減らす、農薬も3割減らす、そして安全の美味しさ、そして栄養価値というようなものの向上をこれから訴えていこうというようなことでこのビジョンに書かれておりましたが、やはり平成9年度もう夏場は終わりました、この中でやはりそういった化学肥料を3割落として有機質を使ったのか、それとも農薬が3割減らして農薬を散布されたのか、こういったことはただ物を変えただけで進めていったのでは、これはなんぼ立派な審議委員会33名で検討されても何ものもないわけでございます。やはりこれから人間生きるために自然環境がなければ絶対生きられるわけでないんですから、こういったものを取り入れることによって、設定することによって私は過疎対策にもつながるだろう、農業生産物も一般消費の皆さんに安全ということで買って頂けるんじゃないかということで、この環境保全条例の設定について町長にお考えをお伺い致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今農業の話もされましたけども、私どもはやはりその沼田のものは、或いはこの地域でとれるものは安心、安全、してだから健康が守られるという目標に向かっていかなければやっぱりこれからはやっぱり差別化、食べ物についてはということでそういう作物のなかでの努力、取り組んでるわけでありまして、その方向で努力しているはずであります。

それから今の環境条例でありますけど、例えば文部省から小型焼却炉をなくせ、これはもうやっぱり

文部省は簡単です、金ついてない、全部自治体に責任を負わせるというような、大方の文部省のやり方というのはそうですけれども、これは各家庭或いは学校もそうでありますけれども、大都市であればやっぱり相当影響もしますけれども、それは言うのは間違っていないんですが、当然予算も伴って参りますし、それで一番大事なことは今のダイオキシン、これやっぱり対策をしてかなきゃならん、昨日も申し上げましたけれども、この自治体としてはやはりこれはその方向で取り組んでいかなきゃならん、そう思っております。保全条例も大分道内も4町、4市ですか、現在。環境の面については、この農村全体でありますけど、案外環境には恵まれている、緑豊かである、ということでその中でうちの町なんかはほたる条例、保護条例何ていうことでは非常にほたるを前面に出しているだけに、この環境がよいところと言われておりますから、それだけに全体にそれ意識しながらやっぱり環境を考えていかなきゃならんだろう、特にこれから21世紀は環境の時代といわれておりますから十分これから皆さんとご協議しながら取り組んで参りたいこう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 はい。今の町長の方からもダイオキシンのお話もされておりますけれども、このダイオキシンの中身について環境庁で色々調査をしたということも出ておりますが、こういったものについては早急に規制を設けるべきだということで、厚生省は環境庁に緊急提言を致し、要望書を提出したということを聞いております。それと、環境庁のいろんな自然環境の中でダイオキシンは植物連鎖と生物の濃縮などにより最近母親のおっぱいからそういったダイオキシンが、含まれたものが出てきているというようなお話も出ております。ダイオキシンの含有量も調査をするたびに増えてきているというようなことも報告をされております。今日の道新さんに出ておりました中身は、ダイオキシンの調査の含有量というものを出したときに木材を何かこう入れて、そして燃やすとダイオキシンの含有量というのはものすごく減ってくるわけなんです。ですから、そうやってばれて訴えられたとか、というようなお話も出ておりましたけれども、やはりこういったものを真剣に取り組んでいかなければならない社会になってきたのかということと、町民の意識を高め町としてやはりこういったことを取り組む姿勢を明確にするためにも条例化することが重要でないかという考え方で町長ひとつ是非こういった条例化をしてマイナスにはならないだろうと思いますけれども、ひとつプラスになることであれば条例化もする必要があるのではないかという感じを致しております。それと土地の土壌改良の問題につきましても、やはり米価の価格の差についての補助ということも、これもう大変なことだと思いますけれども、それともう一点はやはり土壌改良に是非一つ何とか行政的にいくらかの助成をしてくれということぐらいが今回話が出てくるのかという感じもしていたんですけども、残念ながらそういったお話もなかったけれども、これは環境保全条例とはまた別ですけれども、中身についてひとつこの条例の設定について十分

検討を願いたいと思います。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。2番、橋場議員、教育課程問題についてを質問して下さい。

（10時56分 大沼議員 退室）

○2番（橋場議員） 教育課程審議会が中間まとめを発表したんですが、これによって2003年には土曜日が全休になると、今、月2回というのが全土曜日が休校になるということなどが書かれているんですが、今学校でのいじめの問題が出ているのは要するに分らない子供はそのまま置き去りにされてしまうと、或いは学校の勉強よりも要するに進学を第一にして帰っては塾通いに追われてしまって、子供たちが伸び伸びとゆっくり出来る暇がないということが、そのはけ口が弱いものいじめにいつているというような状況で、1年生入学するときには大変意気揚々として喜んで行くのが、3年生ぐらいになったらもう学校なんかいい方がいいというような方向になってしまうというようなこういう状況、これまめ詰め込みの教育課程のなかで本当に遅れた子供を教えてやれるというような余裕がないというところからきているわけなんです、これ等のことがこのまとめの中で解消されるのかどうかということをやっとお聞きしたいんです。例えばこの小、中学校、各科目の内容などについて、例えば算数や数学と、中学校、高校では同じものでも算数と数学に変わってしまいますわけですが、児童にとって理解が困難な内容については削減すると、小学校の分では難しいところは中学校への移行も行なうなんという事が書かれています。中学校での難しい問題は、今まで高校生を教えていたものが中学のどこへさげてきたり、中学生が習っていたところを小学生におろしてきたというのは、こういうのが逆な方向に改善されるというところもあるわけですが、実際にはそれほど中身が変わってないと、そういうところからいうと完全5日制に移行して詰め込みがやっぱりこのまま続いていくのでないかと思うわけです。ですから、もっとやっぱりゆとりあるそういう教育の内容にしていく必要があるのではないかと思うのですが、これ等についてお聞かせ頂きたい、の考え方ですね。

それから口の習熟度別学級編成、これが一番問題なんだと思うのです。これ、子供の成長というのはいろんな経験を積んである日突然能力が開花して、もう非常に優秀な成績になる場合もあるわけです。ところが、この小学3年生ぐらいからその程度によって学級編成を分けるなんていうことになったら、これは始めから出来る子と出来ない子、本当はないんです。ただ、小学校3年生ぐらいの間にただこう全開するのが遅れた子供たちが別な学級にされるというのは、これは本当にとんでもない差別だと思うので、これはどうしても止めさせないとならないと、こういうふうに思っているのですが、教育長のお考えをお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 今ご質問にありましたことにお答え致しますけれども、議員ご承知のとおり平成8年の8月に文部大臣の諮問で実は今申された教育課程審議会が発足を致しまして、11月17日に中間のまとめを文省に、文部大臣に提出をしたという中身でございます。それで今、中身的には大変ご心配頂きました部分が実は私ども手元に、実はこの説明がまだなされておられませんけど手元には『中間のまとめ』という冊子がきてまして、私どもこれを持ちまして勉強している最中でございますけれども、有識者の間でも今議員ご指摘の部分が新聞紙上の中におきまして、指摘を受けているという中身で、この事が来年の秋に審議会の答申、最終答申がなされるのだという中身でございますけれども、たまたま今中教審でやっております今後の地方教育行政のあり方についての審議等が続行されておりますので、この整合性をしながらの答申になろうかと思っておりますけれども、文部省をこれを来年の秋に受けましてから学習指導要領の改定に着手をするということで、時間的にまだ少しは残っているわけでございますけれども、只今ご指摘ありました部分、私どもも心配の中身で議員さんおっしゃるように極端な部分があるかどうかわかりませんが、確かに心配されるものは残っているというふうに理解してございますので、そういうものをこれから教育長会等でも色々と中身を、精査が始まると思いますのでその時の議員からおっしゃられた中身、私どももそういう部分の懸念はもっておりますので当然そういう事で審議を、反映をさせて参りたいというふうに考えてございます。いろんな意味で問題点として書き出しではあるんですけども、今おっしゃられた部分が確かに入っておりますし、私も気にしておりますので十分検討して反映をさせるような努力を重ねたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

（11時01分 大沼議員 入室）

○2番（橋場議員） 一再— この『まとめ』の中に「総合的な学習の時間」という部分があるわけですね。これは学校、もう文部省から何か指定校みたいなことで実験がもうなされているそうなんですけれども、その先生方の考え方、文部省から言われる前に実際こういう子供たちがいきいきと自由に、この研究してやれるような教育実戦をやっていた学校があるんだそうです。ところが、これをやるためにはどうしてもやっぱり教員の増員というのがやっぱり必要なんです。学校全体で、教員全体でこれを総合学習というのをやるんだということになっているようですから、そうすると当然他の教科の進度というのがこう考えられなきゃならないので、これをやるためにはやはり教員の増員、それから教育設備のいや、環境の整備が必要だと思うんですけども、財政構造改革法案ではすべての問題をカットするようになっているんです。ですから、この点ではやはり教育を良くするためにもこの財政構造改革法案とは対決していかなきゃならんのではないかとこんなふうに思っているわけで、やはり教育は教育だけでは

なくて政治全般にやっぱり教育委員会の皆さん是非、目を向けて、そこ等辺りもやっていく必要があるのではないかと思いますので、如何でしょう。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 全般の今子供たちの教育、2003年の週5日制の前段でやっているわけですが、今問題になっておりますが今6日の授業の日数をもって土曜日の2時間だけ下げようかという、かなり無理な中身になっておりますし、それからゆとりある教育ということになりますと先生方のかなりの知識、力量がないとやって、たいたいことは地域の特徴のある授業を出来るという利点はあるんですけども、ただその利点を間違った方向にいきますとまたこれも大変だというようなことと、先生方の力量の資質の問題も当然絡んできますし、そうしますと今おっしゃられました先生の数は今減らそうかということ、逆な方向に進まないといけないだろうというような考え方も出てきますから、非常に私もまだ手元にして日が浅いんですけども、そういう部分これから勉強させて頂くということでお約束をさせていただきますし、更には今も構造改革の関係でどちらにしましても教育委員会の予算件の問題とか色々なものが出ておりますので、それ等も流れをよく承知しながら努力をして参りたいと考えてございます。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、教育長に関する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致し

ます。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） はい。承認第9号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成9年12月17日提出、沼田町長名でございます。

次に専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定によって団体営応急工事契約について別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成9年10月1日提出、沼田町長名でございます。

次に応急工事の計画でございますが、団体営応急工事計画についてということで、本町は災害のため早急に災害復旧を行なう必要があるもので、土地改良法第96条4の規定で準用する同法第49条第1項の規定に基づき下記のとおり応急工事計画を定めるものとする。

この応急工事につきましては、今年度4月の融雪災で被害を受けました真布地区の鳩の沢という地区

でございます。査定が7月27日に行なわれまして事業の延長、査定額等が決まり、それで増工申請を致したところでございますが、増工率につきましては96.1ということの補助率でいま申請を行なっております。明年度の作付けにまで待ちますと土水路のため、また債務災害が受けるということで応急的にこの工事を今年度終了してございます。トラフ走向によって154mの走向が終わってございます。時期的に議会に間に合わなかったものですから専決処分処理をさせて頂いたということでございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第9号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、議案第59号、沼田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

（11時08分 森井議員 退室）

○水道課長（清水勝之課長） 議案第59号、沼田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

次の頁でございます。沼田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。沼田町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「4000＝」を「3850＝」に改める。

附則と致しまして、この条例は平成10年4月1日から施行する。

条例の改正の提案理由につきましては、町長の行政報告のとおりでございます。

よろしくご審議を頂きたいと思ひます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、議案第60号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

（11時11分 森井議員 入室）

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第60号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長名でございます。

次頁をお開き願います。条文の朗読は省略させて頂きまして、第5条の失職の例外ということで任命権者、これ町長でございますけれども、法第16条第2項、これは地方公務員法の職員の欠格条項ということで、こういう方につきまして地方公務員にはなれませんという定めでございます。そういうふうに至った職員のうちその罪が本人の行為、または重大な過失によらないものに限り、かつ刑の執行猶予されたものについては情状によりその職を失わないものとするができるということで、この条例を新たに設けたわけでございます。

提案理由でございますけれども、いま言いましたように地方公務員法では第28条の4項というところに「町条例に特別の定めがある場合を除き、公務員が禁固以上の刑に処せられたときに自動的に失職する」、職を失うということです、そういうことになっております。従いまして、現在モータリゼーションの発達によりまして日常の常務で職員が公用車による事故、或いは自動車等の関わり合いが多くなる場合に人身事故等が非常に起きる危険性をはらんでおります。そんな中でこういう、または重大な過失によらないものにより限り情状を考慮した自動失職の例外ということで、今回条例を提案を致しております。

尚、この条例の改正につきましては北空知の町、深川市につきましては既に一昨年条例化されております、その他の町につきましては本定例会において提案を致しております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、議案第61号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第61号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長名でございます。

条文の朗読は割愛させていただきますけれども、本年度の国家公務員の給与改定につきましては町長の行政報告にもありましたように、官民格差の是正ということで8月1日人事院より4月に昇給して1.02%の引き上げが勧告され、閣議においても勧告どおり決定されたところであります。これを受けまして本町におきましても国に準じて改正をするということで、条例の提案をした次第でございます。

内容につきまして省略いたしますけれども、この次の次です、改正資料というのが添付してございます。尚、別表の給料表及び切替え表につきましては、後程お目通しをお願い致したいと思います。

2枚めくりまして町職員の給与に関する条例の改正資料ということで、改正前と改正後ということで記載してございます。まず初任給でございますけれども、記載のとおり大学卒業が171,000円が2,000円アップ致しまして173,000円、以下短大が148,900円が1,600円アップ致しまして150,500円、高卒が139,300円が1,400円アップ致しまして140,700円とそれぞれ改正になっております。

次に扶養手当でございますけれども、1の扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子供等が現行の5,500円が1,000円アップ致しまして6,500円に、また22歳未満の年度末までの子供に対する扶養手当でございますけれども現行3,000円が1,000円アップし4,000円、それから宿日直手当につきましてはそれぞれ200円と100円アップとなっております。

次に期末手当の3月支給分につきましても人官の勧告に基づきまして100分の50を100分の55、0.05%アップ改正となっております。

尚、施行期日でございますけれども備考欄に記載のとおり、初任給及び扶養手当につきましては平成9年4月1日に遡及、宿日直手当及び期末手当につきましては平成10年1月1日となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第62号、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） はい。議案第62号、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長名でございます。

次頁をお開き願います。第4条につきましても職員と同じく100分の50を100分の55ということで、公布の日から施行するというので、これも3月の期末手当と同じ考え方でございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 町長が行政報告のなかで特別職常勤、非常勤に関わらず今回のベースアップは行なわないということを報告されていながら、この何故手当だけについて0.05%上げなきゃならんのか、その理由がわからないんです。ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 特別職、私どももそうでありまして、議員の皆さんも本来こういう不況

の中であればあるほどそれなりの努力をして頂いているわけでありますから、それで本当にこれはもう金額的には何の足しになるようなものでないけども、これは私どもの北空知町長会としては出そうと、そういうふうに向付致しましたら、管内全体がその方向で皆一列で行きましょうというふうになりまして、そんなことで些かではありますけども努力に対する報酬と、報酬にはなりませんけどそんなほんの気持ちだけでも、つもりでありますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 はい。次にも同じ内容の議案がありますので、これも含めての話をしたいのですが、私は私だけでなく私達の党は議会議員の歳費については安ければ安いほうがいいという立場は取ってないんです。やはり一定のその議会活動をし、生活もある程度保証されないと経済的にゆとりのない人が議員になれないということになりますから、こういう意味では一定の額は必要だと思うんです。しかし、今の町民の置かれている状況やそういうものを勘案してやっぱり決めなきゃならんというふうに考えているんです。そういう意味で町長はせつかく微々たるもんだと思っている、そんな微々たるものをひとつ管内でまとめたからということではなくて、いいことも悪いことも何か足並揃えているようですが、これやはり沼田町で「やめましょう」というところへいく必要があると思うのです。町長の顔があるから町長の場合なかなか出来ないかも知れないけれども、議員の場合はここ議員で決められますから是非やめてほしいと思うのですけども、町長もひとつ「いらないわ」と改正する意思がないか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） これは報酬審議会もこれについては全く触れてないし、報酬審議会の答申以外であります。私はこれはこの助役以下の努力している特別職にも、また議会の皆さんにも上げるべきだと、些かでもという気持ちでおりますので、この辺橋場議員さんと食い違うかもしれないけど私に合わせて頂くようお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 反対討論します。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○2番（橋場議員） 住民の辛いときに我々も一生懸命、いろんな事頑張らなきゃいけならんことはこの承知のとおりですけど、当たり前のことなんですが、それはやはり私達はどこかの使用者に雇われて

やっているわけでないんです。自らやはり町民の役に立つということで立候補して選ばれた中身のものですから、やはりこの点は辞退するべきだというふうに考えるので、反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第63号、町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） はい。本文読まないで、提案のみ説明させていただきます。

議会議員につきましては、年に1度の支給ということで今回12月1日に改正しなければならないということで、現行 100分の 520一括で支払いますので、それを0.05%上積み致しまして 100分の 525に12月1日現在で改めるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 議案前後と全く同じ立場から反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第64号、平成9年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第64号、平成9年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について。平成9年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

条例につきましては朗読は割愛頂きます。本年も時限立法ということで提案した次第でございます。中身につきましては灯油12本分、2,400円を支給するという考えでございます。価格につきましても12月1日現在の店頭小売価格、実勢価格に消費税を加味したものということで50円で積算しております。豪雪地の幌加内を除く北空知1市4町は同じ額で支給となっております。従いまして、条例にあります扶養親族ある世帯につきましては66,500円を120,000円に、扶養親族のない世帯主につきましてはその3分の2に当たります80,000円、その他の職員につきましては40,000円を支給するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第65号、平成9年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第65号、平成9年度沼田町一般会計補正予算について。平成9年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

別冊の補正予算第4号をまずご説明申し上げます。2枚目、平成9年度沼田町一般会計補正予算（第4号）。平成9年度沼田町一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

まず歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 6,775,971千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

次に債務負担行為の補正でございます。

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

平成9年12月17日提出、沼田町長でございます。

まず歳出よりご説明申し上げます。16頁をお開き下さい。まず今回の補正予算でございますけども、平成9年度予算が4月から執行されまして、その3分の2に当たる8ヶ月が過ぎました。今回の補正予算でございますが、補助事業のうち事務的なもので確定したものについては不用額を計上、同じく工事費等につきましては節内調整を致しました。また単独事業については、現時点における確定された数字ということで今回の補正予算が合いになってございます。

まず1款の議会費からでございます。まず議会費 178千円の補正は、期末手当支給率の増ということでの増額計上でございます。

次の総務費でございます。5目の住宅管理費でございますけども 9,474千円の減額でございます。これは職員住宅を解体することとした所用の予算の計上と、高規格道路事業に伴う流木の移植工事の執行残があったということでの補正が主なものでございます。6目の庁舎管理費 1,100千円の増額につきましては、消防施設関係、更に3階の会議室等の補修等があったということでの主なものでございます。

次に9の振興費でございますが 297千円の減額でございます。これは次の頁にございます主なものでございますが、北竜の簡易郵便局開設に伴う事務所等の改築経費の助成金を計上致したのが主なものでございます。

次10目のOA化推進費 1,827千円の減額でございますけども、これは財務会計システム等の導入延期に伴っての事業経費の減額が主なものでございます。

次飛ばしまして、14目の自動車学校費でございますけども28,000千円の補正でございますけども、自動車学校の運営費の教習車の購入費、更に運営費ということで24,000千円と 4,000千円の28,000千円が今回の補正額でございます。

次のちょっと下のほうにいしまして社会福祉費、民生費のほうの社会福祉費でございます。補正額が 28,824千円でございますけど、この主なものは福祉バスの購入費の執行残を計上したのと、次の頁でございますけども国民健康保険税、国民健康保険特別会計繰出金の増額が主なものでございます。次の8目の老人医療費24,054千円の補正額は、これも老人保健特別会計繰出金の増額でございます。11目の施設措置費でございます 7,154千円、これは老人福祉施設措置費の生産により増額計上ということでござ

います。次の児童福祉費の、2目の児童福祉施設費でございます、5,104千円の補正は沼田保育園の利用児童数の増ということで、定数が60でございましたけども実質64名ということでの措置委託料の増額でございます。

次の衛生費でございますけども、下の方の塵芥処理費でございます 3,693千円の補正でございます。これは北空知衛生施設組合の埋め立て施設建設に伴い、起債充当率が 9,500,000千円から75%になったということでの一般財源を厚生省より案分した結果、この負担金を増額計上致した次第でございます。

次の19頁でございます。農林水産業費でございますけども、2目の農業総務費でございます、補正額 34,186千円でございますけども、これはまず制度的に道の制度がございます。まず稲作経営農業者への支援作としての稲作経営安定緊急対策基金に関わる利子補給金を計上したものと、町単独事業での同じ稲作経営安定緊急対策助成金としての新規計上致した、これが補正額でございます。次に3目の農業振興費でございます、2,050千円でございます。これも新設でございまして、グリーンツーリズムモデル整備構想の策定事業経費ということで、道補助が2分の1ということでの委託料策定が主なものでございます。次の数字は小さいのでございますけども、6目の農道整備費でございます。これは各種農道整備事業に変わる事業量の変更等がございまして、工事請負費等が色々ございましたけども、この補助事業経費の調整を行なったということでの補正でございます。次の、下にいきまして14目の道営事業費でございます。これは20,234千円の減額でございますけども、各種道営事業に変わる執行残、事業量の変更等も含みますけども、それ等の調整が行なわれたということでの減額でそれぞれ、それに伴いまして税原的には国土支出金、更に地方債等の整備、一般税原の減額ということでの整理でございます。

次の20頁でございます。特にございませんですけども、下の林業振興費の 205千円でございますけど、これは人工造林に関わる支援事業と致しましての人工林育成特別対策事業補助金が、ここに計上されてございます。

次の21頁でございます。オートキャンプ場費がございます、商工費で 441千円の減額、これはオートキャンプ場の閉鎖に伴います執行残の減額ということでございます。

次の土木費のほうにいきまして、道路橋梁費の2目の道路新設改良費でございます。3,580千円の減額でございます。これにつきましても各種道路事業に係わる事業料の変更、更に補助事業費等の調整を行なったということでの調整でございます。

次の22頁にはその工事請負費の関係で、それぞれ各事業の変更等がございましての増減をさせて頂いてございます。

次の河川費でございますけども、1目の河川総務費でございます。25,841千円の増額でございます。これは河川改修に係る事業料の増ということでの補助金の増額計上と補償金の増額計上でございます。

次の都市計画費の公共下水道費でございますけども、18,300千円の減額でございます。これは下水道会計の繰出金の減額ということで、内容的には個別排水処理事業に係る交付税参入分が起債の充当率に振り替わったということでの繰出金の減額でございます。

次の住宅費、1目の住宅管理費でございますけども、3,306千円の減額でございます。これは公住の解体工事、更に公営住宅の屋根塗装工事等に関わる執行残と、道営住宅のゴミステーションに替わる屋根の設置工事費等を計上したものが主な内訳でございます。

次の23頁でございます。住宅建設費でございますけども、9,105千円の減額でございます。これも公営住宅建設事業に替わる執行経費の残の調整ということでございます。

次の9款の消防費、1目の消防施設費でございます、4,284千円の減額でございますけども、これは一括深川地区消防組合負担金への減額計上ということで、内容的には防火水槽の執行残、更に職員給与改定とがございましたのと、繰越金の充当等の調整をしました結果、4,284千円の減額ということになってございます。

教育費につきましては、少額でちょっと省略させていただきますけども、次の頁、24頁でございます。海洋センター費の5目ですけども、470千円の減額ですけども、これも海洋センターの閉館に伴う執行残を今回減額致したということでございます。

次の11款の公債費でございますけども、元金でございます。119,287千円の補正でございます。内容は2つございまして、公営住宅の建て替えの事業の実施に伴って解体財産がありました、それが実は31年建設の54年住個改善致しました2棟6戸の分でございますけども、これの繰上償還の経費を計上したものと、更にもう一つ東海電子のチェックポイント社の会社譲渡に伴うふる里貸付未償還元金分の繰上償還に変わる経費がここに併せて2点載っております。それが補正額でございます。

次の25頁でございます。諸支出金でございます、13目のスコーレ基金費でございます。57,216千円の補正でございます。これは普通交付税に参入されておりますふる里づくり事業分を、今回スコーレ基金の積立金として予算を計上した次第でございます。

次の16目の生涯学習総合センター建設金費でございますが、11,181千円でございます。これはまずひとつは指定寄付金の積立予算を計上したものが一点の800千円と基金の積立予算、これが生涯学習センター基金ということで10,381千円の補正でございます。

次の13款の職員費でございます。これも先程条例を審議されて可決になったものでございますけども、今回給料改定に伴う人件費ということでそれぞれ整理整頓した結果、11,534千円の補正額が出てきてございます。

以上が主な、歳出の主なものでございまして、次に歳入をご説明致します。

戻りまして10頁をお開き願いたいと思います。まず1款の町税でございますけれども、町民税の個人は15,785千円の増額、これは給与所得、譲渡、退職等の所得が増えたのと次の法人でございますけれども、13,518千円の減額でございます。これを景気低迷によりましての法人税割の減ということでございます。次の固定資産税でございますけれども9,839千円の増ですけれども主なものは家屋でございます、あと償却資産と土地がそれぞれ増額の原因になってございます。次の下の方の地方交付税でございます。67,301千円、これは地方交付税の増ということで増加、補正を致してございます。

次の11頁でございますけれども、分担金及び負担金の民生費負担金でございますけれども、この中の9,514千円につきましては老人福祉費の入所者の費用徴収金、これは補助単価のアップによるものと保育児童措置費の増は人員の増によるものでございます。次の分担金でございますけれども、農林水産業費の関係で、道営の中山間地域総合整備事業分担金の増は3,656千円ですけれども、これは従来農家負担であったものを土地改良区で徴収を行っていたものを今回から町で予算化したということの増というか、補正でございます。次の使用料の関係でございますけれども総務使用料、これは自動車学校の授業料の利用者の増によるということの4,000千円の補正でございます。

あと次の頁の12頁をお開き願いたいと思います。国庫支出金の関係でございますけれども、民生費の国家負担金、これも老人福祉費の保護負担金の減と、国保の基盤安定化対策事業と致しましての減が主なものでございます、増が主なものでございます。次の土木費の補助金でございますけれども、19,680千円の補正でございますけれども、これは新産業都市等の産業補助率差額に係る国庫補助金ということでございます。

次の13頁のほう、道補助金の農林水産業費の補助金で7,794千円の補正減でございます。これは3つございまして、まず21世紀の農地パワーアップ事業に係わる事業料の減というのと、稲作経営安定緊急対策資金の利子補充でございます。それと先程支出のほうでも説明してございますが、グリーンツーリズムのモデル構想の補助金というものでございます。それが主な補正の内容でございます。次の下のほうでございますけれども、寄付金でございます。2目の総務費寄付金800千円、これは生涯学習総合センターに対する個人、法人からの寄付金が3件ありました、800千円でございます。

次の14頁でございます。繰入金のなかで自動車学校の基金の繰入金、これは24,000千円ということで自動車教習車購入経費に充当するということで、24,000千円の補正の繰入を行なっております。次の諸収入でございますけれども、2目の地域総合整備資金の貸付金の元利収入118,064千円でございます。これも支出のほうで説明しましたとおり、東海電子関連に伴う未償還元金の繰上償還金でございます。次の雑入でございます。37,153千円の補正額でございますけれども、これは河川改修付帯工事の負担金と致しまして難域工事の補償費の執行残、更に同じポン川改修に伴う用地及び補償費等の事業料の増、更

に雑入でございますけども21世紀の農地パワーアップ事業の道の助成金ということで24,229千円の補正ということ、以上が歳入の主なものであります。

次に債務負担行為の補正、追加分についてご説明申し上げます。また元に戻りまして、5頁をお開き願いたいと思います。

5頁でございますけども、第2表債務負担行為の補正でございます。2点ございまして、まず自主流通米の価格下落等による稲作経営安定緊急対策資金の利子補給ということで、平成10年から14年まで5年間、限度額9,936千円ということでございます。これは自主流通米が下落したことに伴う損失を受けた農業者に対する支援策として、稲作経営安定緊急対策資金の貸付を行い、貸付による利子補給を行なうというもので、この制度は平成9年度の単年度事業であり、先程説明したとおり償還期間が5年以内ということでのものがございます。

次に2点目でございますが、保健福祉総合センター実施設計の委託業務ということで平成10年の36,000千円が平年度額ということでございます。これにつきましても、保健センター建設の緊急性及び地域総合整備事業債等の時限対応及び公年度に実施される大型事業の計画を考慮しまして、平成10年度中に建設を、完成を目指すために実施設計の早期発注が望まれるということでの債務負担行為の設定でございます。

以上が、債務負担行為の補正の内容でございまして、次に給料費明細ですとか債務負担行為の調書、地方債の調書等は26頁以降に記載されておりますので、お目通し願いたいと思います。

以上、概要をご説明申し上げましたが、何卒よろしくご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（森井議員） 補正予算のなかで自動車学校の補正予算の関係で、これ等について本来であれば当初予算の中に計画を組まれてもいいものではないかと思うのですが、自動車の耐用年数、入替え時期については早くから分かっているものではないかと思うので、多少の金額であれば補正でもよろしいかと思うのですが24,000千円ですか、ちょっと高額なのでこの辺については今後こういった補正でなくて当初予算で組むことが望ましいと思われませんが、どうなのか。

それとグリーンツーリズムモデル整備事業、これはどんな事業なのか、ご説明お願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） グリーンツーリズムについては産業課長の方から後程詳しく説明があると思いますけども、今、自動車学校の関係の24,000千円の関係でございまして、最終的に自動車の更新をする総会の議決というか、承認が平成9年8月1日の臨時総会で最終的には決定をみたわけで、もちろん当初の5月20日に実施致しました役員会といいますか、総会でも論議はされて承認をされておま

すけども、具体的にどのような対応をしてあれするというのは8月1日だったということで、当初の予算に計上することはちょっと難しかったというふうに思っております。それから今購入すること自体は総会で承認をされて、自動車学校の方の専決事項になっておりますので、その資金の手当がちょうど今12月の支払い時期になって参りましたので、今回の補正計上したような結果になっていきますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） グリーンツーリズムの事業の内容ということでございますけども、これにつきましては農村地域においてその自然文化、人との交流を楽しむ、滞在型体験余暇活動というのが主題でございます。こういった事業のなかでこの企業を取り入れまして、本町においてそれ等の自然体験、こういった事が可能であるかどうか、この辺についてもそういう観点から構想を取りまとめるものが第一点であります。併せまして、この本来の目的から袖の部分でありますけども、その地域の特産という観点から米の加工につきまして、その製造技術、或いはそれを製造するに当たっては設備の程度、或いは出来た製品が市場、或いはその販路、そういった観点から将来の可能性がどうあるのか、こんな事を調査委託する内容になってございます。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。11番。

○11番（山木議員） 11番。それでは稲作支援の中身についてちょっと伺いを致します。私も現役農家の一員として今回の措置、心から歓迎を致す次第でございますけども、何かしら今年の組替整理、私も農家の一員としていつもと違う感触を持っております。なんぼ補填しても、補填しても穴が埋まらないというのが実は実感でございまして、何とかこういったものに対してありがたい措置だと思っているわけでありまして、昨日の一般質問の中で杉本議員、或いは橋場議員からの質問のなかにも商工振興のために商品券をというようなお話がございました。その答弁の一貫として、この中からひとつ割り振りを致したいという町長の答弁があったかと、このように思います。我々に致しますとちょっと拍子抜けのていど致すわけございまして、できれば限りなくそのものについてはみあたりのいい言葉でございましてゼロというわけにはいかないと思いますが、限りなく少ない額でならないのかと、このような事でございます。何故なのかと申しますと、本町の消費動向というものが先般の通産局の役員ですか、方が見えたときにお話を賜ったと思うのですが、我々も懇談をする機会がございまして、色々質疑をさせて頂きました。逆に私どもの方から「本町はどう思うか」という質問をかけたところが、「幌加内は別にして、空知管内においては沼田町が袋小路という土地柄もあるんですけども、地元消費率が一番高い」と、このような調べ方をして入ったようでございます。そう致しますと商品券そのもののその効果というのが一体どうなのかと、このようなちょっと疑問も致しますし、私どもの農家の側に致し

ますとご覧のように私どもの家計費というのは青色申告を取っている建前から申しまして、専従者給与という形を取っております。これにつきましては、春の営農計画の段階で数字を農協に明記を致しますと毎月同じ日に決まった額が振り込まれると、これがいわゆる家計費になっているわけです。そこへ更にそのこういったものが出てくるとどうなるか、本来であればその分をすぐ持って行って組勘埋めるのが筋なんですがございますけれども、なかなかそれは出来ないとは申しませんが難しいことでないかと、そうすると無駄なことに使うということにはならないと思うのですが、借金の穴埋めには向かわんのかという実感を致すところでございます。更に、これがどこの世話かわかりませんが、多分農協がその手配をすることになると思うのですが、某かの経費がかかるわけです、これを配付する、どうするかかわかりませんが、して、そういった経費は誰かぶるか、最後は組合員に来るんだというようなこともありますし、或いは商店街の方におかれましてはこれがお金でございませんでどこかへ行って替えると思うのです、多分。そういった手間隙というものも多分あるのかと、こういう事から考えるとあまりその金額が大きくなならないはんちゅうの中で、何とか「町もこういう事やりました」というスタイルをとって頂ければありがたいと、本当は額を聞きたいんですけども何かまだ協議中ということも聞いておりますので、その辺を含めてひとつ考えてもらいたいという事でございます。

答弁があれば伺い致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） これはお答えしてご理解を頂いておいたほうがいいと思っておりますから、今朝からも色々内部で、昨日から相談しておりました。昨日も何人かのご質問にお答え致しましたように、やはりこの直接商工振興にもやはり役立てたいという気持ちから34,000千円の内、商工会に商品券としてご利用頂けるのが8,000千円、あと2,000千円は農協もやはりこう手数料もかかることだし2,000千円は農協というぐあいに振り分けしていきたいと、こう思っています。それで私は勿論これは農協に一括組勘に入れるのか、どこに入れるのかはそれぞれ分かりませんが、その配分は農協さんをお願いしている、それは手数料は取らないと私ども思っておりますので、そんなことで進めさせて頂きたい、ですからこれで借金の穴埋めというのは全くなりませんので、些かやっぱ町もこういう時に農家、商工会、農家にこれを出すことがやはり沼田の商工会で使って頂けるということからこういう方法を取らして頂いているので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他にありませんか。9番。

○9番（野議員） 頁数が19で、森井議員のほうからお話ありましたが、出来たらグリーンツーリズムモデル事業の中身については産業課長のほうから色々説明があったわけですが、やはり聞かなければわからないような横文字を避けて、なるべく日本人は日本語を使うようにお願いをしたいという

ことをひとつと、それから22頁の河川、ポン川河川改修事業の増額、事業費の増額ということで25,841千円の補正予算を致しております。これ等について一般とその他になっておりますけれども、一般についてはこれは一般会計で支払いをされるのだらうと思うし、その他については色々中身についたら起債とかいろんな関係で賄っていくのだらうと思います。こういった事業の中身がこのポン川改修は大体いつ頃まで続くのか、そしてまたこの中身、もしあれだったら前にもお話しておりましたけれどもそれと同じようなことでずっといくのか、ちょっと忘れている人もいるだらうし、いや皆さん知っているのかもしれませんけども、私ちょっと中身的にちょっといつ頃まで大体改修がずっと上流までで終わるのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 工期につきましては、現在ポン川、或いはポンポンニタシベツ川の合流点、品川さんの地先になろうかと思いますが、これまでを今、本年度工事をやってございます。先に用地を先行して行ってございまして、これ今、時期またこういう補正をして頂いているわけでございますけれども、工事の中身とそれから国の予算の中で来年度どこまでいくかという想定をいま立ててやっとならうと、土現さんの方で。今年度の買収については「ここら辺までしたい」という形で町にきます。それぞれ町としては地先に出向いて用地交渉等をやって、用地の単価等につきましてはもう先にこのポン川改修時点でもう確定してございますので、その単価で進んできているという状況でございます。ただ、この先何年かかるかというお話でございますけれども、これについては国の公共事業抑制等の話もございまして、来年度どの辺の予算をつくるのかというのは、まだ私の方としてはつかんでございません。かなり厳しいようなお話もございますけれども、進路と致しましては当初予定していたものよりはかなり進んできていると、合流点までいくのに10年はかかるだらうと当初は言われておりましたけれども、直轄河川といいますか、補助河川でございますのでかなりそのほうの予算はついてきていると、ですから当初予定している部分よりは進路はかなり進んできているというご理解だけお願いをしたいと、何年かかるかというのはこの場ではちょっと申し上げられないような状況でございます。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 2番議員。いや、9番。

○9番（野議員） 一再ー その他の金額は、金の融資関係というのは、財源は、その他というのは何になりますか。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 雑入からきているということで、よろしいでしょうか。道からきております。道の補助金で入ってきております。ですから、町がいま用地交渉の関係は道から委託を受けてございます。その部分は雑入で道から入ってきている部分で受けているということでございます。

○9番（野議員） トンネル、でもない。

○建設課長（藤間 武課長） いや、道からの補償費等については、道も町も入って額は決定してますから、それはその通りの金しかきませんので町が手数料を取ってどうのということはありませんから、その通り地元にお支払いをするという形です。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再々 関連でございます。それではいま言った課長の話わかりました。それでポン川河川改修工事というのは前と同じように河川敷地の買収ということですね。河川改修を、水田になっているからその分を改修するためにかこくしているから、その分を買収していくということでしょう。河川敷地、今の農家の河川敷地分も一般会計も出して買収をしながら改修工事を進めていくということでしょうね。

○建設課長（藤間 武課長） それにつきましては、河川敷地と限ってございません。ですから本地も買収をしますし、河川敷地も買収すると。河川敷地につきましては既に野議員も改良区におられてわかっているかと思いますが、流新から40mまで当時補助整備をしてよろしいですという許可をもらって補助整備をしたという経過がございます。その中で農家の方経費かけてきているわけですから、それ等の規模縮小補償という形もとってございます。そういう形で河川敷地、或いは本地、それぞれ単価的に差ありますけれども、そういうとこの潰れ地に関する補償、或いは買収という形でございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 町営バスの運行についてなんですが、ちょっと時間抜きしましたよね、中抜きしましたよね本数を、それで恵比島方面から病院に來ている人達が実は病院で診療、診察終わってから午後2時近くまで待たなきゃならないんです。それでとてもじゃないけどいるとこがないと、できればバスを使いたいのでその時間をちょっと検討してもらえないかという相談がありましたので、この件をちょっと検討してみたいと思うのです。

それから13頁のこの舌嚙むようなグリーンツーリズムモデル整備、構想の策定なんですよ。構想されたものを作るということになるとまた金かかるわけなんだけど、そういうどのぐらいの金かかるものを構想するのか、それとその中身はどうか。というのは、我々が昨日から、あるなかで、このウルフアイ・ラウンド事後対策のやつをそういう設備やそういうものでなくて、農家の本当の価格補償に使えるということで要求しているわけなんです。例えばほたる学習館も農業予算なんです、これとっても農家の人、国民から見たら農業予算こんなについているといっているけど農民にいくのはほとんどないわけでしょう。そういう関係から言うと、これ農業予算のなかでつくるのだけどどんな構想で、それを実現するためにどんなに金かかるか、この辺りがわかったらちょっと教えてほしいです。

それから19頁、担い手育成補助整備事業という、中身ちょっと詳しく忘れてしまったのですが、ここで9,000千円も減じていると、そしてこれどこか振り替えて別な事業やったのかと思ったらそうじゃなくて、まず234千円もこう全体で減額しているんです。そうすると何か事業がちょっと足りないのではないか、もっと事業を増やしてもいいんじゃないかというふうに感じるのだけど、この辺はどうなんですか。それだけちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） はい。まずバスの件でございますけれども、これにつきましては多分本数は減ってないと思うのです。ただ時間帯がちょっと合わないのではないかと、本数替えておりませんから、そういう形もございましてこれについてはいま福祉バス、或いは町営バス、スクールバスの中で今ちょっと町のほうで検討している部分ございまして、それ等の中でちょっと検討させて頂きたいというふうに考えてございます。

次に道の担い手育成補助整備事業でございますけれども、これ実は道営事業でございまして、この部分につきましては9,000千円減額になっているものにつきましては共穂地区という、共成、或いは高穂の補助整備、或いは暗渠等のものございまして、当初予定していた事業が例えば予算がつかなくてげずれていったというような形もございますので、これを振り替えてどこかへ持っていくというようなことは道営でございますから、ちょっとうちではなかなかできないということで、すみません、そんなことです。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長。

○産業課長（矢野 潔課長） グリーンツーリズムの関係でありますけれども、農村の空間を活用してその余暇活動がどんなものがあって、どんな方向で活用すべきなのかと、こういう大ざっぱでありますけれどもこういう基本観点に立って数頁ぐらい、こんな一般的な取りまとめをして頂く、本来は米の加工についてということでこれが、それじゃ構想がいくらで米の方がいくらだということになりますけれども、ほとんど一般的な観点で作りますので、どちらかと言うと、米の加工の可能性についての委託が99%でございます。そのようにご理解頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 米の加工の話が出ましたが、実は農村の議員の人達からもそういう話があったんですけど、実はコンビニで売っているおにぎり1個150円、これを1俵に併せたら、換算すると

100千円だというんです。こんな高いものを食べさせておいて、生産者米価高いといって、本当に矛盾しているんです。だから、それ等辺りもやはり本当に自分で炊いて食べるのが一番いいんだというところで、米の消費を宣伝する必要があるのではないかと思いますのですが、それとこれ反対の立場でします。というのは、さっき条例が2つありましたので、それを反対しましたので、その観点から反対致します。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

休憩を致します。尚、事務局で書類上の大変複雑なお願いいろんなもの出てきておりますので、時間がかかりますので開会を3時と致したいと思っておりますので、よろしくお願いを致したいと思っております。

12時04分

---

（町長・収入役・教育委員長・監査委員・農業委員会会長・杉本議員 不在）

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

15時11分

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第66号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園園長（三上洋一園長） はい。議案第66号、平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長名。

別冊の1頁をお願いします。

（「異議なし」の声あり）

（15時12分 町長 入室）

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議案第67号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。園長。

○旭寿園園長（松田 剛園長） 議案第67号、平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 説明聞かないうちに、質問するのは、ちょっとあれなんだけれど、介護保険法が作られたんですけど、この介護保険法が実施されると今まで入っていた人はいろんな収入によって費用が免除されてきたんです。これによると、介護保険がやられると負担は47千円の1割負担ということになるらしいんです。それで、その他に今度その費用は、食費は別に取られることわけになったわけでしょう。そうすると、1割で24千円のそれから食費が大体23千円位と47千円取られることにことになると今70歳代の人で、この間決算で老齢福祉年金もらっている人、計算して割り返してみたら大体平均27千円です、月。30千円以下なんです。この人たちの分はどういうふうになるのかと思って、そういう事があまりにも早くもう審議されて、ろくな審議されなくて決まっちゃうから、国民が全然分からないうちに悪い法がどんどん通ってしまうんです。それで園長さんも大変だろうと思うけど、この辺りちょっともしこんな事になるというのが分かっていたら教えて頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 園長。

○旭寿園園長（松田 剛園長） はい。今橋場議員さんから言われましたように平成12年度から実施されるということで、一応今議員さんもおっしゃられましたように現在の予定では平成12年度の介護保険法が成立した場合、一応入所者の平均の入所料というんですか、食事代も含めて47千円と、470千円かかりますとその内1割負担ですと、ですから今考えますと今議員さんが言われましたように実際に今の措置費の大体平均が45千円ぐらいと、たまたま私のほうで今回ちょっと色々勉強しているなかで調べたんですけど、一応私どもの特養旭寿園は運営していくに当たりまして大体要介護の人はいま今回から介護保険が発足しますと大体1から5のランクがあるのですが、大体私どもの今の運営をしていくの

には少なくとも大体4の人を中心ぐらいでないと運営していけないだろうと、ですから介護を、要介護の1のランクの人ですと大体 140千円から 160千円にプラス食事代が23千円になりますので、一番軽度の人ですと14千円プラス23千円の37千円と、実際にいまゼロの人もありますし、いま言いましたように70歳以上ですと大体措置費として支払いしているのは大体少ない人で5千円とか、10千円といますので、これは最低でも23千円のプラス14千円かかるということなので、実際には今言いましたように23千円の14千円ですので37千円は最低でもかかるという計算になります。これで実際には、逆に今高額に措置費を納めている人、私ども旭寿園にも月平均で 130千円ぐらいの人もおられます。この人はその人の要介護にも段階にはありますが、逆にこういう人方は今までの措置費の費用からすると半分以下になるという関係ありますので、これから実際に私ども運営するのには最低でも4ないし5の段階の人、そういう形になりますので介護保険法が施行される前に、今実際には認定するという形になりますので来年ぐらいから理事者ですとか、また民生課、介護支援センターと協議しながら実際に今の極端に言ったら80人入所しているなかで特養に入所の該当しないような形も出るかと、正直言ってお金がない場合には退所しなければならないという状態にもなりますし、これは一応経過措置として介護保険法が施行されてから5年間は経過措置がある、減免も出来るということなので、そこ等々で介護保険法が施行される前にそれぞれ担当の課と色々十分詰めていきながら、実際に介護は必要な人がお金がないから退所しなきゃ駄目だ、入所できないという方法ですとあまりにも不公平なので、これ等の関係介護保険法が施行されるまで十分この民生課、それから支援センターと連絡調整取りながら進めていきたいと、これ等の関係はまた詳しいことは決まってませんので、理事者と相談しておりませんが、そういう形で持っていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 他に。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第13、議案第68号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算に

ついてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第68号、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

別冊の第3号をお開きになって頂きたいと思います。

1頁目ですけど、平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成9年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,005千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 455,567千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

歳出の方から説明をさせていただきます。8頁をお開きになって頂きたいと思います。1款の総務費でございます。1目の特別対策事業費、補正額減額で3,621千円の減額をしてございます。これは医療費の支出の多い市町村の特別対策事業ということで、今年も国の補助事業を受けて実施をすべく予算を計上しておりましたけれども、国の財政事情等もございまして医療費の支出の高い他府県の方へ予算が回っていったと、こういった事もございまして本年度3,621千円の減額ということになりました。ただ、沼田町としては事業をやっているものですから、減った分につきましては後程出てきますけれども保険事業の方で採用しているということでございます。そういった事で、共済費から19節の負担金までそれぞれ減額をしてございます。

次、2款の保険給付金でございます。3目の一般被保険者療養費でございまして、補正額289千円、これ毎年度冬期間の関係で医療費が伸びているんですけども、そういった事で約5%ほど予想を致しまして3月分までの不足額、わずかでございますけれども〜〜致しまして補正をしてございます。4目の退職者被保険者療養費でございますけれども、これも118千円同じようなことで補正をしてございます。

次の9頁でございます。5款の保険医療費、1目の疾病予防費でございまして、補正額3,160千円、先程説明しましたとおり減った分、保険事業の方で対応しているということでそれぞれ事業費から備品購入費まで補正をしてございます。

次、6款の基金の積立金でございます。1目の基金積立金22,059千円でございまして、これ後程収入の関係を説明致しますけれども収入から支出それぞれ差引した分、残った分を基金のほうへ積立をさせてもらってございます。

歳入でございます。6頁でございますけれども、2款の国庫支出金でございますして、2目の療養給付等の負担金、現年度分でございますけれども補正額で6,667千円の減額をしております。これ平成7年度のそれぞれの実績に基づいて算出されるしくみになってございまして、療養給付～を算出方法で基準超過分のところが本年度、当初3,726千円みていたのですけれども、今回の査定の中で0円になったということで減額をしております。それに基づいて計算をされてきます交付決定額によりまして、今回減額をしている次第でございます。それから1目の財政調整交付金でございます。403千円の補正を増をしております。これは特別調整交付金の増ということで、保険事業にかかる分の増でございます。

次に3款の療養給付交付金、1目の療養給付交付金でございますけれども1,741千円の減額をしております。これ社会保険の支払金から先行決定通知によりまして、現年度分の減をしております。

次、7頁でございます。一般会計からの繰入金でございますして、30,010千円の増をしております。1節の保険基盤安定繰入金、これ保険料軽減世帯の保険料を公費で補填する制度でございまして、保険料軽減相当額の2分の1が国、4分の1が道、4分の1が市町村ということでそれぞれ負担をしているわけございまして、今年度から交付税の参入によりまして一般財源化したものですから、交付税を措置された中からそれぞれくり～して頂くということでございます。基準超過費用繰入金につきましては1,863千円減額をしております。これも医療費が特に高い市町村に対して、医療費の適性化のために2年間の義務づけとともに平均的医療費の1.17倍を越える保険給付費の国庫補助分と、それが国から3分の1、道のほうから3分の1、町村がそれぞれ3分の1負担する制度になってございまして、これも決定によりまして今回減額になってございます。

次、財政安定化支援事業繰入金でございますけれども30,166千円、これ内容につきましては～の保険料の負担能力がベット数や年齢構成等によって国庫財政が受ける影響を地方交付税で参入されるしくみになってございまして、そういったことで適性になってきた金額が今回の繰入ということでしてございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第14、議案第69号、平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第69号、平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

別冊でございます。老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。平成9年度沼田町老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成9年度沼田町老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,655千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 820,009千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

これも歳出のほうから説明させていただきます。7頁でございます。今回の補正額でございます、医療給付費でございますけれども15,485千円の増を致しまして、計 819,347千円とするものでございまして、これは19節の負担金及び補助金の交付金の関係でございますけれども、医療給付費の増ということでございます。これも国保と同じように老人医療費に関わる冬期間、3月までの不足額を予想いたしまして必要額を増額をさせていただきました。同じく医療費の支給費、診察支払手数料も同じような考え方での補正でございます。

5頁でございます。歳入でございます。1款の支払基金の交付金でございます、2目の医療費の交付金でございます。補正額15,119千円でございます。これ歳出に戻りくるんですが支払基金から変更決定通知になってきました分について、今回増ということで補正をさせてもらっております。支払手数料につきましても同じように手数料の増ということでございます。

次、国庫支出金でございます。医療費の負担金でございますけれども、補正額で15,381千円の減額をしております。これ本当は年度末3月に確定されてくるんですけども、今回も支払基金のこれと同じように計算に基づきまして減額になっている分で落とさせてもらっております。それから道負担金でございます。これも同じような算出方法で、今回国保と同じように道の方も減額になっているというこ

とでございます。

次の6頁でございます。一般会計の繰入金24,054千円の増でございます。これ計算根拠同じなんですけども、繰入金については支払基金交付金から国保の支出金、それから道支出金の決定額に基づいて増減することになっているんですけども、今回も歳入不足につきまして一般会計からの繰入を頂いているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、議案第70号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第70号、平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

（「説明省略」の声あり）

○水道課長（清水勝之課長） よろしくお願ひ致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第16、議案第71号、平成9年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 議案第71号、平成9年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成9年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第17、議案第72号、北空知衛生センター組合規約の一部を改正する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第72号、北空知衛生センター組合規約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、北空知衛生センター組合規約の一部を別紙のとおり改正する。

平成9年12月17日提出、沼田町長。

次の頁でございます。条文の朗読は省略させていただきますけれども、平成10年の4月1日から幌加内町の組合加入に伴いまして、それぞれ必要な条文について今回の改正をさせていただきます。第2条中ですが、今まで「北竜町や沼田町」になってましたけれども、それは「北竜町、沼田町及び幌加内町」に改めるということでございます。

第3条につきましては「共同で処理する」と、こういう条文があるんですが、その下に「但し、幌加内町については政和地区以南についての事務を共同で処理する」と、加えるということでござい

す。

それから組合の議員の人数なんですけども、第5条中第1項中「13人」を「15人」に改めまして、同条第2項中「沼田町2人」の次に「幌加内町2人」を加えるということでございます。

それから第12条第2項、第1項、次に改めるということで施設に要する経費でございまして、これ公債費を含んでございますけれども、深川市につきましては従来 100分の 66.40でございましたけども、記載のとおり「100分の 54.59」の率に改めるものでございます。

以下、妹背牛町につきましては「9.79」につきまして「10.89」、秩父別町につきましては「5.81」の率に対しまして「9.27%」、それから北竜町につきましては「5.16」のところを「9.50」と、沼田町につきましては「5.16」から「8.54」、幌加内町につきましては新しく「7.21」ということでございます。

附則につきましては、この規約は北海道知事の許可を得まして平成10年の4月1日から施行する。

改正後の組合規約第12条第2項第1項の規定は、平成10年度以降の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成9年度までの関係市町の負担金については、なお従前の例による、ということでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第18、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求める。

これは、この沼田町高穂の 103 番地の 391 番地、記載の通りでありますけれども、沢田美智雄さん、昭和 18 年 8 月 21 日生を今回提出させて頂きました。その提案の理由と致しまして、大三島義一さんがこの 12 月 24 日によって任期が切れるわけでありまして、今回後任に譲りたいということで勇退して頂きました。そんな事でこの略歴にありますとおりでありますけれども、非常に堅実な農業経営者であると同時に、非常にこの熱心な方でありますので、審査固定資産の評価委員として適任者であると思つて選任を致したとでございますので、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由にかえさせて頂きます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よつて本案の質疑、討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。同意第 3 号は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第 19、同意第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） これも固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれど、下記の者を固定資産審査委員会委員に選任致したから、地方税法第 423 条第 3 項の規定によつて議会の同意を求める。と、この関係でありますけれども、記載のとおり沼田町字沼田 866 番地の田島均さん、昭和 22 年 2 月 4 日生であります。今回も非常に 50 年代の中頃から、この杉森力さんが勤めて頂きましたけれども、今回は後進に道を譲るということで田島さんを選任させて頂いたところでございます。尚、ここでお詫び申し上げますけれども、杉森さんは記載のように 9 月 30 日で任期が切れておりました。ですから欠員になっていたわけでありまして、本来は 9 月に提案しなきゃならなかったのを遅れておりましたことを、お詫び申し上げたいと思つております。

尚、略歴につきましては記載のとおりであります。非常に誠実な方で、固定資産の審査評価委員には最適人と考えまして提案をさせて頂いたとでございます。

どうぞご同意賜りますように、お願い申し上げまして提案とさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮り致します。同意第4号は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

休憩を致します。

15時41分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

15時42分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、請願4件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって日程第20、請願第4号、新しい食糧・農業・農村基本法の早期制定に関する請願、日程第21、請願第5号、労働時間及び雇用に関する労働契約など労働法制の抜本改正を求める意見書の採択についての請願、日程第22、請願第6号、NTT 104電話番号案内の24時間サービスの維持を求める意見書の採択についての請願、日程第23、請願第7号、財政構造改革法の一方的実施をやめ、地方自治体の声を聞き、地方財政の拡充などを求める意見書提出に関する請願、以上日程に追加することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第20、請願第4号、新しい食糧・農業・農村基本法の早期制定に関する請願を議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第4号は、委員会付託を省略することに

決しました。

直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第4号は、採択すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

---

○議長(吉尾政春議長) 日程第21、請願第5号、労働時間及び雇用に関する労働契約など、労働法制の抜本改正を求める意見書の採択についてを議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって請願第5号は、委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めます。

(橋 場 議 員 登 壇)

○(橋場議員) 文書が皆さんにわたっておりますので、朗読は避けまして中身をちょっと説明しますと、皆さんご承知のように日本語でありながら「カロウシ」というカタカナ書きになりまして、これが世界の言葉になっているんです。それほど日本の、ここにおられる沼田町にいる企業の方達はそんな非常なことをしないものですから結構労働基準法が守られて、きちっとやられているんですが、大企業にあってはルールなき労働というか、過労死を招くようなタダ働き、残業料を払わないようなそういう状況がどんどん増えていっているんです。それ等に併せて労働基準法を変えようとする、そういう動きがあるのでそれをやめてくれということの請願ですので、是非とも皆さんのご採択をお願いしたいと思います。以上、終わります。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。この採決は挙手によって行ないます。お諮り致します。請願第5号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 少 数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手少数であります。よって本請願は、不採択することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第22、請願第6号、NTT 104電話番号案内の24時間サービスの維持を求める意見書の採択についての請願を議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第6号は、委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めます。

（橋 場 議 員 登 壇）

○（橋場議員） 説明を致します。朗読お避けまして、104の番号案内というのは私達にとってほんとに非常に大切なものであるのですが、これ等をなくするという方向なんです。ところがNTTというのうはもう、大変儲けておりまして内部留保というのが、例えば退職引当金だとかいろんな形で税金を払わなくても済むような形の内部留保があるんです。そういう大儲けをしながらサービスをやめてしますと、そういうことにはとても納得できないということでこういう請願が出されました。よろしく願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番。

○10番（久保議員） ちょっと橋場議員の説明があつたんですけども、NTTの104のサービスを明春郵政省にこれはサービスをしないと、廃止するというふうに書かれているし、そういう説明だったんですけども、私ちょっとNTTのほうに調べて見たんですけども、まだそこまで決まってないしNTT広報では業務の集約化ということは言われているけども、NTT 104のサービスは今のところ正式に決定はしておらないということのように伺ったんですけども、橋場議員がせっかくの請願ですからどちらのほうでお調べになって、どういう経緯で出されたのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 労働組合というのは事業主が今言っていることと、やろうとしていること全然別なことをあるので、それ等のことを労働組合が色々とわかるんです。そういう事で、こういう事をされ

ては困るということで廃止されない前にこういう事を請願してほしいと、私目を通して意見書を出してほしいと、こういう事を出しているわけです。

○議長（吉尾政春議長） 10番。

○10番（久保議員） ちょっと分かりづらいのでもう一度、恐縮ですけど質問させていただきますけども、言っていることとやっていることが違う場合が多いと、そういう疑いがあるから「これはけしからんぞ」というような陳情、請願であるというふうに、これはご承知のようにNTTは民営化されておりますし、民間会社が〜がくしているかどうか確認しないで我が議会でその言っていることがあるやに思うからという程度で議決するというのはどうかと思って、私は反対しようと思っていたら反対討論でなくてこれは質問ですから、質問で終わらせてもらうつもりですけども、十分ひとつこういう民間企業の内部の動き、空気というものは議会で議論するのは軽々でないかという感じがしますので、再度質問させていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） NTTそのものが本来国営でやるべきものであるのを民間企業で、民営化してしまったと、それによって相当の合理化やられたんです。民営企業に移ったもんだからますますそういう合理化を進めていくと、その合理化は働いている人達だけに加わるのではなくて、それが国民に対するサービスという面での低下ということで行なわれるものですから、二つの面をもってやっぱり是非ともこれは維持していったほうがいいと、こういうことなんです。ここに書いているように、民間企業とゆえども政府が3分の2の債権を持っているわけです。こういう企業でありますから、公共的な性格が多分に強いということからこういう合理化はやってはならないという立場でお願いしているわけです。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願については採決致します。この採決は挙手によって行ないます。お諮り致します。請願第6号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手少数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手少数であります。よって本請願は、不採択することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第23、請願第7号、財政構造改革の一方的実施をやめ、地方自治体の声を聞き、地方財政の拡充などを求める意見書提出に関する請願を議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって請願第7号は、委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めます。

（橋 場 議 員 登 壇）

○（橋場議員） これはもう大変な、大きな問題でありまして、ここに書いてありますように財政構造改革法というのはご承知のように野党の、共産党以外の野党の人達が欠席するなかで異常な形で審議されて、通過されたわけです。そこで、この財政改革法で一体何をやるのかという中身はほとんど決まっていんです。大まかで、例えば来年度の社会保障問題でいうと当然増、平木課長の書類を見ましたら国から来ているやつなんですけども、これで見ますと当然増、自然増というんですけど、これが800,000,000千円だと、ところがこれを500,000,000千円を切りなさいと始めから決まっています。私達の資料ではそれは850,000千円なんです。そして、この法律のなかでは来年度は30,000千円以下に押さえないさいということは決まっています。それでこの社会福祉の30,000千円以下に押さえるという55,000千円というのは一体どこを削るのかと質問したら、「まだ決まってません、それは先のことから」と、こういう答弁なんです。こういう形で削られるものは何なのかというのが全くわからないような法律なんです。2,200件にわたる地方自治体に対する、この補助金というものをばっさり切るようになっているんです。ここであれしますと、母子保健衛生補助金なんていうのは45%減らせと、それから災害救助負担金というのは92%切ると、ひどい切り方なんです。児童生徒健康増進特別事業費補助金、これは87%切るといいます。こういうひどいやり方、ものが決まっているわけです。これをやられると実際今町長は沼田町の財政作るのに大変だと思うのです。こういう意味からこれを皆さんで請願を採択して頂き、意見書を送って頂ければ町長は大変喜ぶのではないかと、こういうふうに考えておりますので、是非ともご採択頂くよう、請願致します。紹介致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願については採決致します。この採決は挙手によって行ないます。お諮り致します。請願第7号を採択することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 少 数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手少数であります。よって本請願は、不採択することに決しました。休憩を致します。

15時56分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

15時58分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加について、お諮り致します。只今、意見案3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって日程第24、意見案第13号、道路特定財源堅持等に関する意見書（案）について、日程第25、意見案第14号、新しい食糧・農業・農村基本法の早期制定に関する意見書（案）について、日程第26、意見案第15号、特定疾患医療費公費負担制度の継続と難病対策の充実・強化に関する要望意見書（案）について、以上日程に追加することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 意見案の一括議題について、お諮り致します。この際、意見案第13、14、15号を一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって意見案第13号、第14号、第15号を一括して議題とすることに決しました。

日程第24、意見案第13号、道路特定財源堅持等に関する意見書（案）について、日程第25、意見案第14号、新しい食糧・農業・農村基本法の早期制定に関する意見書（案）について、日程第26、意見案第15号、特定疾患医療費公費負担制度の継続と難病対策の充実・強化に関する要望意見書（案）についてを一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第13、14、15号を一括して採決致します。お諮り致します。本案は原案どおり、関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり、関係機関に提出することに決しました。

休憩を致します。

16時00分

---

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

16時01分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加について、お諮り致します。只今、陳情1件、所管事務調査1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって日程第27、陳情第3号、商工業の助成等に関する陳情について、日程第28、閉会中の所管事務調査の申し出について、以上日程に追加することに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第27、陳情第3号、商工業の助成等に関する陳情についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。陳情第3号は会議規則第92条第1項の規定により、産業民生常任委員会に付託し閉会中の継続審査に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本陳情は、産業民生常任委員会に付託し閉会中の継続審査にすることに決しました。

---

○議長（吉尾政春議長） 日程第28、閉会中の所管事務調査の申し出について、議題と致します。お諮り致します。本件は議会運営委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出があります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本件は、許可することに決しました。

---

○2番（橋場議員） 議長、終わる前にちょっと資料作成について質問、お話をしたいんですが、いいですか。

○議長（吉尾政春議長） はい、どうぞ。

○2番（橋場議員） 今回、こうやって追加議案があるたびにこう始めから、1からくるんです。それは抜きにして、例えばこうやって2枚になったときにはこれ1枚のやつを刷らないで、次からこれにたしてもらえば紙も無駄にならないしと思うのですが、どうでしょうか。親切はありがたいけど、多すぎ、逆に邪魔になるし。

○（石脇敏彦局長） 次回から検討したいと思います。

○2番（橋場議員） はい、よろしくお願いします。

---

○議長（吉尾政春議長） お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は全て終了致しました。よって会議規則第8条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに決しました。

---

（閉 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） これにて、平成9年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。

ご苦労さまでございました。

16時03分



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員